

議案第 5 5 号

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業実施要綱案

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

民間認定こども園又は保護者に食料品価格高騰の影響により値上がりした給食食材費を支給するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業実施要綱を次のように定める。

令和7年8月 日

大野市教育委員会

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間認定こども園又は保護者に食料品価格高騰の影響により値上がりした給食食材費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象となる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号及び2号に掲げる園児が入所している大野市内の民間認定こども園とする。ただし、認定こども園大野幼稚園においては、入所している園児の保護者とする。

(支給額)

第3条 前条各号に掲げる園児（以下「対象園児」という。）1人当たり月額100円とする。ただし、民間認定こども園に対して支給する額は、対象期間の各月初日の対象園児数を乗じて得た額とする。

(対象期間)

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの民間認定こども園入所期間とする。ただし、月途中入所については、入所日の翌月分からとし、月途中退所については、退所日の属する月までとする。

(支給申請等)

第5条 支給対象者は、大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業支給申請書兼請求書（施設用）（様式第1号）又は大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業支給申請書兼請求書（個人用）（様式第2号）を令和8年3月10日

までに市長に提出する。

(関係図書の保存)

第6条 支給を受けた者は、支給を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

大野市長 石山志保 様

住所
氏名

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業支給申請書兼請求書（個人用）

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業について、下記のとおり申請します。

記

1. 児童氏名				
2. 生年月日				
3. 対象月数	か月分 (令和7年 月から令和 年 月まで)			
4. 申請額 (請求額)	@100円× か月分= 円			
5. 振込先	金融機関		支店名	
	口座種別		口座番号	
	口座名義 (カナ)			

大野市長 石山志保 様

住所
法人名
施設名
請求者

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業支給申請書兼請求書（施設用）

大野市民間認定こども園給食食材費高騰対策事業について、下記のとおり申請します。

申請額（請求額） _____ 円

月	対象児童数① ※	1人当たり 100円/月×①
4月	人	円
5月	人	円
6月	人	円
7月	人	円
8月	人	円
9月	人	円
10月	人	円
11月	人	円
12月	人	円
1月	人	円
2月	人	円
3月	人	円
計	人	円

※広域入所児童含む、1号、2号認定児童数の合計

振込先

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義 (カナ)			